(中国四国厚生局からのお知らせ) ベースアップ評価料の届出様式が簡素化されました

- 令和7年1月10日付けで厚生労働省保険局医療課から新たに事務連絡が示され、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のみを届け出る場合、より簡素な専用様式による届出が可能になりました。
- 新しい届出書類(Excel)には、「別添」「計画書」「届出書」の3つの シートがありますが「別添」シートを入力するだけで、「計画書」と「届出書」は、ほぼ自動的に完成します。
- 厚生労働省のホームページ(下記参照)に、届出様式に沿った記載方法について解説した「【説明動画】(視聴時間:約23分)」が掲載されています。
- ▶ベースアップ評価料の届出をしておられない医療機関におかれては、是非、ご参照ください。



- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html
- または

◇厚生労働省 ベースアップ評価料





お問い合わせは、各県事務所(広島は指導監査課)までお願いいたします。

- ・鳥取事務所TEL:0857-30-0860 ・島根事務所TEL:0852-61-0108 ・岡山事務所TEL:086-239-1275
- ・指導監査課(広島県) TEL:082-223-8209 ・山口事務所TEL:083-902-3171

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/bu ka/shozaichi.html